

NPO 法人くまもと新創生プロジェクト 設立趣旨書

1 趣 旨

こよなく熊本を愛するわれわれは、平成 28 年熊本地震により傷つき変わり行く地元の景観や自然、文化的建造物を見るにつけ、心を痛めている。復旧、復興、そして、あらたな熊本を作り上げようと言う気概を持ち、今こそ、われわれは前進するのみである、との思いから、NPO 法人くまもと新創生プロジェクトの設立を考えるに至った。この法人は、平成 28 年熊本地震後の復旧・復興に関心を寄せる人々と共に、「新たな熊本の創生」を目指す事業を行い、観光振興、国際交流、防災、文化・芸術及び経済的発展に寄与することを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

平成28年11月 『くまもと地域づくり 事例18選』グループ 設立。
平成29年 6月 「くまもと新創生プロジェクト」に団体名称変更。
同年 8月28日、29日 東北被災地視察の実施。石巻、気仙沼。
「熊本・復興経験と知見をつなげる活動研修への助成」活用。
(認定NPO法人 ジャパン・プラットフォーム)
特定非営利活動法人化の勉強会を数回実施。
平成28年熊本地震記録『くまもと創生へのみちしるべ』編集会議を数回実施。
同年11月11日 「くまもと新創生プロジェクト」NPO法人化準備会議 開催。
同年11月22日 東北被災地視察の報告会 開催。
有志団体「くまもと新創生プロジェクト」からの報告
東日本大震災から学ぶ平成28年熊本地震からの復興
-石巻、気仙沼の現状を視察して-
熊本ホテルキャッスル（熊本県熊本市中央区城東町4-2）にて。
同年 同日 くまもと新創生プロジェクト『くまもと創生へのみちしるべ』
出版記念会 開催。
熊本ホテルキャッスル（熊本県熊本市中央区城東町4-2）にて。
平成30年 1月16日 設立総会開催
中山酒店シャワー通り店（中央区新市街13-12）にて。

平成 30 年 3 月 1 日

法人名 NPO 法人くまもと新創生プロジェクト
設立代表者 住所

氏名 新田 時也

役員名簿

法人名：NPO 法人くまもと新創生プロジェクト

役名 (役職名)	氏 名	住所又は居所	報酬 の有 無
理 事 (代表理事)	新田 時也		無
理事 (副代表理事)	大村 祐二		無
理事 (副代表理事)	毛利 秀士		無
理事	池上 正示		無
理事	小野 豊和		無
理事	高山 秀造		無
理事	宮部 直		無
(以上)			
監 事	大島 徹也		無
(以上)			

NPO 法人くまもと新創生プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人くまもと新創生プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、平成28年熊本地震後の復旧・復興に関心を寄せる人々と共に、「新たな熊本の創生」を目指す事業を行い、観光振興、国際交流、防災、文化・芸術及び経済的発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 熊本の観光に関する事業
- (2) 国際交流に関する事業
- (3) 防災普及に関する事業
- (4) 熊本の文化に関する事業
- (5) 上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上3人以下を副代表理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びに事業計画及び活動予算の変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任及び職務
- (7) 会員の除名
- (8) 入会金の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の報酬
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事

項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 42 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、破産手続き開始の決定による解散を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	新田 時也
副代表理事	大村 祐二
副代表理事	毛利 秀士
理事	池上 正示
理事	小野 豊和
理事	高山 秀造
理事	宮部 直
監事	大島 徹也

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金は個人 3,000 円、団体 10,000 円。
 - (2) 賛助会員 入会金は個人 1,000 円、団体 5,000 円。

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

初年度事業計画書

設立の日から 2019 年 3 月 31 日まで

法人名: NPO 法人くまもと新創生プロジェクト

1 事業実施の方針

初年度事業は、当 NPO 法人を広く周知すべく、
(1) 熊本の観光に関する事業、(2) 国際交流に関する事業、(3) 防災普及に関する事業、(4) 熊本の文化に関する事業、(5) 上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業、全般を網羅する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従 事 者 の 予 定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
熊本の観光に関する事業	熊本市内の観光ガイド	通年	新町 水前寺	5	県内外の観光客 300 人	120
国際交流に関する事業	平成 28 年熊本地震の 講演会	10 月	台湾 (台南市、 高雄市)	5	台南市民、高雄 市民 500 人	420
防災普及に関する事業	平成 28 年熊本地震の 被災地ガイド	通年	益城 新町	5	県内外の被災地 視察者 300 人	120
熊本の文化に関する事業	短詩コンテスト	2 月	パレア	5	県内外の短詩愛 好家 300 人	120
上記の各号に関わる商品 開発および販売に関する 事業	平成 28 年熊本地震後 のまちづくり本の刊 行 (前)	12 月	県内外書店	3	県内外の読者 1,000	110

(法第10条第1項関係様式例)

翌年度事業計画書
2019年4月1日から2020年3月31日まで

法人名: NPO 法人くまもと新創生プロジェクト

1 事業実施の方針

初年度（設立の日から2019年3月31日まで）に引き続き、
当NPO法人を広く周知すべく、

(1) 熊本の観光に関する事業、(2) 国際交流に関する事業、(3) 防災普及に関する事業、(4) 熊本の文化に関する事業、(5) 上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業、全般を網羅する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従 事 者 の 予 定 人 数	受益対象者の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
熊本の観光に関する事業	熊本市内の観光ガイド	通年	新町 水前寺	5	県内外の観光客 300人	120
国際交流に関する事業	熊本物産展（マルシェ）	10月	台湾 （台南市、 高雄市）	5	台南市民、高雄 市民 500人	420
防災普及に関する事業	平成28年熊本地震の 被災地ガイド	通年	益城 新町	5	県内外の被災地 視察者 300人	120
熊本の文化に関する事業	短詩コンテスト	2月	パレア	5	県内外の短詩愛 好家 300人	120
上記の各号に関わる商品 開発および販売に関する 事業	平成28年熊本地震後 のまちづくり本の刊行 （後）	12月	県内外書店	3	県内外の読者 1,000	110

初年度 活動予算書

設立の日から2019年3月31日まで

法人名：NPO法人くまもと新創生プロジェクト

科目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (¥3,000×15名)	45,000		
賛助会員受取会費 (¥1,000×30名)	30,000	75,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益			
熊本の観光に関する事業	150,000		
国際交流に関する事業	150,000		
防災普及に関する事業	150,000		
熊本の文化に関する事業	150,000		
上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業	500,000	1,100,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			1,175,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時雇賃金	115,000		
法定福利費			
人件費計	115,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	100,000		
印刷製本費			
消耗品費	250,000		
備品費			
水道光熱費			
地代家賃			
保険料			
会議費	50,000		
雑費	75,000		
その他経費計	775,000		
事業費計		890,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷製本費			
消耗品費			
備品費			
水道光熱費			
地代家賃			
保険料			
会議費	50,000		
雑費	75,000		
その他経費計	125,000		
管理費計		125,000	
経常費用計			1,015,000
当期経常増減額			160,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			160,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			160,000

初年度 活動予算書の注記

設立の日から2019年3月31日まで
法人名：NPO法人くまもと新創生プロジェクト

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
（1）消費税の会計処理・・・消費税等の会計処理は税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	熊本の観光に関する事業	国際交流に関する事業	防災普及に関する事業	熊本の文化に関する事業	上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業	合計
(1) 人件費						0
給料手当						
臨時雇賃金	25,000		25,000		15,000	115,000
.....						0
人件費計	25,000		25,000		15,000	115,000
(2) その他経費						
旅費交通費		300,000				300,000
通信運搬費	20,000	20,000			20,000	100,000
消耗品費	50,000	50,000			50,000	250,000
会議費	10,000	10,000			10,000	50,000
雑費	15,000	15,000			15,000	75,000
その他経費計	95,000	395,000			95,000	775,000
経常費用計	120,000	420,000			110,000	890,000

翌年度 活動予算書

2019年4月1日から平成2020年年3月31日まで

法人名：NPO法人くまもと新創生プロジェクト

科目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (¥3,000×10名)	30,000		
賛助会員受取会費 (¥1,000×20名)	20,000	50,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		0	
受取民間助成金			
4 事業収益			
熊本の観光に関する事業	150,000		
国際交流に関する事業	150,000		
防災普及に関する事業	150,000		
熊本の文化に関する事業	150,000		
上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業	500,000	1,100,000	
5 その他収益			
受取利息		0	
雑収入			
経常収益計			1,150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
臨時雇賃金	115,000		
法定福利費			
人件費計	115,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	100,000		
印刷製本費			
消耗品費	250,000		
備品費			
水道光熱費			
地代家賃			
保険料			
会議費	50,000		
雑費	75,000		
その他経費計	775,000		
事業費計		890,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
役員報酬			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信運搬費			
印刷製本費			
消耗品費			
備品費			
水道光熱費			
地代家賃			
保険料			
会議費	50,000		
雑費	75,000		
その他経費計	125,000		
管理費計		125,000	
経常費用計			1,015,000
当期経常増減額			135,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			135,000
前期繰越正味財産額			160,000
次期繰越正味財産額			295,000

翌年度 活動予算書の注記

2019年4月1日から平成2020年3月31日まで

法人名：NP0法人くまもと新創生プロジェクト

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。
 (1) 消費税の会計処理・・・消費税等の会計処理は税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	熊本の観光に関する事業	国際交流に関する事業	防災普及に関する事業	熊本の文化に関する事業	上記の各号に関わる商品開発および販売に関する事業	合計
(1) 人件費						0
給料手当						
臨時雇賃金	25,000	25,000	25,000	25,000	15,000	115,000
.....						0
人件費計	25,000	25,000	25,000	25,000	15,000	115,000
(2) その他経費						
旅費交通費		300,000				300,000
通信運搬費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
消耗品費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000
会議費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
雑費	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
その他経費計	95,000	395,000	95,000	95,000	95,000	775,000
経常費用計	120,000	420,000	120,000	120,000	110,000	890,000